

広島県告示第六百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十七年十一月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道高光総領線	神石郡神石高原町福永字滝合七〇三四番一地从先から 神石郡神石高原町福永字滝合七〇二九番六地先まで	平成二十七年一〇月二十九日